

議事日程(第3号)

令和2年6月12日(金曜日) 午前10時 開議(本会議)

日程第1 ※補正予算審査特別委員会

議第39号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)

議第40号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第41号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第42号 令和2年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)

※条例案件の審議及び採決

日程第2 議第43号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議第44号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第45号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第46号 遊佐町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第47号 遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第48号 遊佐町新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第49号 遊佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議第50号 遊佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 ※補正予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第11 議第51号 新庁舎前道路新設改良工事請負契約の締結について

日程第12 議第52号 除雪ドーザの取得について

日程第13 議第53号 消防ポンプ自動車の取得について

※発議案件の審議及び採決

日程第14 発議第4号 常任委員会及び議会運営委員会の調査等について

日程第15 発議第5号 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書の提出について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本 間 知 広 君	2番	那 須 正 幸 君
3番	佐 藤 俊 太 郎 君	4番	佐 藤 光 保 君
5番	齋 藤 武 君	6番	松 永 裕 美 君
7番	菅 原 和 幸 君	8番	赤 塚 英 一 君
9番	阿 部 満 吉 君	10番	高 橋 冠 治 君
11番	齋 藤 弥 志 夫 君	12番	土 門 治 明 君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	本 宮 茂 樹 君
総 務 課 長	堀 修 君	企 画 課 長	高 橋 務 君
産 業 課 長	佐 藤 啓 之 君	地 域 生 活 課 長	畠 中 良 一 君
健 康 福 祉 課 長	中 川 三 彦 君	町 民 課 長	高 橋 晃 弘 君
会 計 管 理 者	佐 藤 光 弥 君	教 育 長	那 須 栄 一 君
教 育 委 員	高 橋 善 之 君		
教 育 課 長			

☆

出席した事務局職員

局 長 佐 藤 廉 造 議 事 係 長 東 海 林 エ リ 書 記 瀧 口 め ぐ み

☆

本 会 議

議 長(土門治明君) 延会前に引き続き本会議を開きます。

(午後1時44分)

議 長(土門治明君) ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、条例案件の審議及び採決を行います。

日程第2、議第43号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第43号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第44号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

2番、那須正幸議員。

2 番(那須正幸君) それでは、私のほうから議第44号につきましての質疑をさせていただきます。概要を見ますと、第4条、そして第7条、第9条、全てが税率が引き上げられておられます。国民健康保険に関しましては、やはり町民の関心の致すところでありまして、この引上げに関しての内容と、また国民健康保険の財政に関する内容の説明をお願いしたいと思います。

議 長(土門治明君) 高橋町民課長。

町民課長(高橋晃弘君) それでは、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての今回の主立った点を説明させていただきたいと思っております。今回、国民健康保険税の条例の中の所得割算出税額等々を変えましたのは、おおよそ約8年か9年ぶりでございます。ここ数年ずっと国民健康保険税については税率等変えてこなかったわけですけれども、2年前より国民健康保険税は、国民健康保険の支払いについては山形県のほうで連合会で一本で今現在支出をしておりますが、その関係もございまして、山形県のほうからも今遊佐町で行ってございました国民健康保険税の算出の根拠を4方式という形の算出根拠でやっておりましたが、それを3方式に変えたほうが良いという、そういう指導が参っております。4方式といいますのは、皆さんご存じのとおり所得割額、資産割額、均等割額、平等割額でございます。こういった形になりますと、所得の多寡に関わる分、また資産割ということで固定資産税額にどのくらい固定資産を持っているかによって国民健康保険税に影響が出てくることになりました。今回、そういったことの指導もありました関係で、資産割を遊佐町で

もやめようということになりまして、その関係で所得割額を少しずつ上げさせていただいて、今回上程させていただいた形になっております。また、この資産割額につきましては、令和元年度中でありましても税額の中の割合が大体4.8%くらいでございます。この分を上げるために所得割額を医療分として6.17から6.60、後期分、後期の支援分として2.08から2.30%、介護給付金の支援分として2.18から2.30、これだけ上げさせていただいて試算した結果、大体おおよそ昨年並みの国保税額になるという試算になっております。それで、1世帯当たりの平均にしますと、令和元年度で16万7,712円、令和2年度でまだ確定はしておりませんが、おおよその概算で試算したところで16万8,925円ということで、1,700円ほど1件当たり若干上がるような形にはなっておりますが、国民健康保険の被保険者が今年、昨年から見ますと80人落ちております。また、世帯数として44世帯減っております。その関係があったり、また所得の関係で少し変わったりすることで、今回試算をしたところでございますが、財政上はほぼ変わりなく持っていけるだろうということで、資産割をなくしたための今回は大きな、所得割算出税率の引上げをさせていただくという上程でございます。

議長(土門治明君) 2番、那須正幸議員。

2番(那須正幸君) 今課長のほうからご説明をいただきました。財政のほうは変わらないというお話でありましたので、その中でも減っていく中でやはり世帯数も減ってきます。国民健康保険といいますと、やはり私たちの毎日の生活の中ではなくてはならないものでありますので、少し税制が変わりまして1,700円、1件当たりアップということでございます。やはり町民の皆さんは、上がるということがなかなか敏感になりますので、ぜひそういったところも周知をしていただくような形で、皆様から納得して徴収のほうをよろしく願いたいと思います。

私の質問を終わります。

議長(土門治明君) これにて2番、那須正幸議員の質疑を終了します。

ほかにごございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第44号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第45号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第45号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第46号 遊佐町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

5番、齋藤武議員。

5 番(齋藤 武君) 一般質問でも同じようなことを聞きましたので、中身は重複するかもしれませんが、場面が違いますので、改めて発言をさせていただきます。この条例案は、非常にシンプルな中身になっておりまして、別表第1の変更と、あとそれと附則の部分という構造になっております。別表第1の部分は、小学校の名称と位置ということで、これは実質的には現状と変わらないものになっております。名称募集の経過も逐一お知らせいただいたと思っていますし、多くの子供たちが参加して、そして結果的にでしようけれども、一番応募数が多かった校名に落ち着いたというふうに思っております。そういうこともありますので、私としては遊佐町立遊佐小学校というのは、極めて穏当、妥当な名称だと思っておりますので、位置も含めてその点についてどう言うものではありません。では、何かというと、クエスチョンがあるのは附則の部分なのです。この条例は、令和5年4月1日から施行するというふうになっております。ここについてお伺いをしたいと思えます。この附則の決め方というのはいろんな決め方がある、もっとも附則がないと、この条例は画竜点睛を欠くということになるのでしょうかけれども、これ以外にも書き方はあると思うのです。例えばですけれども、この条例は別に条例で定める日から施行するとかいうような書き方もできるわけなので、必ずしも今の段階から令和5年4月1日というふうにここに書かなければ条例をつくれぬという技術的なことはないというふうに私は思います。

一般質問でも述べましたとおりちょっと長くなりますけれども、小学校の名称を募集したときは、コロナウイルスの影響というのはほぼないと言っていい状況でしたけれども、ここに、今に至っては様々な影響が出ているという状況にあります。それは、生活の様式、授業の形態もありますし、あとそれと経済的な部分、例えば町の財政、今回9月補正も新たな手を打つということを町長がおっしゃっていますけれども、そういう中において、それで収まればいいものの、財政的な見通しがほんの僅か、前に比べればやはりつきにくくなってきているというふうな気もいたします。そのような状況において、果たして今の段階からこのようにいわゆる決め打ちをして5年4月1日とできるのかということ。

それからもう一つ、これは今さらと、決まったことだと教育長は思われるかもしれませんがけれども、やはり適

正審議会の中で議論が十分されていない部分あるいは先送りされていた部分というのはいっぱいあると思うのです。例えば切磋琢磨という言葉は教育長、しょっちゅう使っていました。では、これは切磋琢磨って何なのという話、ここでこの場でもやり取りしましたけれども、私はそれ競争ですかと言ったら、教育長は競争ではないと言ったものの、では何ですかと言うと、どうも腑に落ちる答えが返ってきませんでしたし、あと複式学級を避けるために統合するのだという意見もあります。ではそもそも複式学級といったとしても、何名以下になると複式になりますよという線引きというのは、遊佐町教育委員会で今決められるはずなのですが、その議論すらしていないのです。その議論すらしていないのに漫然と複式になるからどうもという言い方は、そこはやっぱり議論が十分ではない部分がある。そういう先送りされている部分、財政も先送りされましたけれども、そういう部分いろいろある中において、話また戻りますけれども、今のコロナの状況という中において、やはりここは期限をタイトに決めることなく、十分議論を尽くして統合を迎えて、そしてやはり祝福される統合をすべきだなというふうには私は思うのです。今町民の方のご意見、当然全ての方のご意見を聞いているわけではありませんけれども、聞こえてくるのはどうもしようがなく統合するのだという意識を町民の方、多くの方思っているのではないかと、私の感覚です。どうせ統合するのでしょうかというような反応なのです。それでは、やっぱりまずいと思うのです。せっかくやるのであれば、いろんな問題をクリアして、確かにマイナスの部分もあるけれども、やっぱりプラスの部分大きいよという意識をもうちょっと醸成してからのほうがいいかなというふうには思っておるわけです。確かに私の意見は少数かもしれませんが、12名議員がいるということとは、単純に割ると1人、町民の8%の意見を反映しているという言い方もできると思うのです。非常に単純な割り算をしますけれども。そう考えると、私の意見は少数かもしれないけれども、この中では、だけれども、町民の中で私の肌感覚として8%以上の方がそういう意見を持っているという思いでここで発言はしております。

ちょっと長くなりましたけれども、お聞きしたいことは令和5年4月1日から施行しますというふうな書き方で決めるという以外のことをこの附則のつくり方、書き方において検討しなかったのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。どちらでも結構です。

議 長(土門治明君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長(高橋善之君) お答えいたします。

附則の件でございますけれども、令和5年4月1日から施行という表記以外に考えられるのが、通常であれば公布の日より施行するとかいうのもありますけれども、公布の日ですと突然ということになるわけです。今のうちから令和5年度からのスタートを見込んで準備を進めているということをややはり町民の皆さんと共有するためには、こういう表現をさせていただいたほうがよろしいのかなということで、今回このような表記になったわけでございます。

議 長(土門治明君) これにて5番、齋藤武議員の質疑を終了いたします。

4番、佐藤光保議員。

4番(佐藤光保君) 今回のコロナの関係のコロナショックと申しますか、そういう騒動の中で、当然いろんな情報が入ってくるわけですが、雇用の問題、経済の問題はもちろんです、その中で占めるものはですね。ところが、教育の問題というのも非常に情報として多くいろんな種類の情報が入ってきました。それは、やはり今回のコロナショックが大きなものが突然の一斉休校から始まったように、非常に教育に与えたショックという

か、震動というか、それは非常に大きなものがあったと思います。それで、子供はもちろんあまり物をまとめたことが言えませんし、それは親の口調のものとか、そういった表現がなされるわけですが、私は前から教育問題で申し上げている学校というのは、児童生徒とともに教員が肝要だということを申し上げていました。私が統合のことでやはり最初から疑問に思っていることは、要するに義務教育費の削減にその目的があると、そもそもスタートがそこにあるということがスタートです。そこで、今回このように統合ということが出てきたわけですが、統合後、それから現在の5校、公立の教員の数、教職員の数で見た場合、どのようになる予定なのか、数字でお示しいただきたいというふうに思います。

議 長(土門治明君) 佐藤議員、質問の内容と今上程されております条例の制定についてとちょっとかけ離れておりますので、質問方法をちょっと変えていただきたいと思います。

4番、佐藤光保議員。

4 番(佐藤光保君) いや、私はそのことはもう全然そういう今まで考えて、そういった発想は全然なかったのですが、私は学校統合に伴って、これは学校を統合するという条例ですよね。学校統合に伴って教職員の数がどのようになっていくのかと。増えるのか減っていくのかということをお尋ねしたいので、決してこの条例制定のあれから外れているとは思いませんけれども。

議 長(土門治明君) 佐藤議員、今の設置についての条例をどのようにして位置づけて今の質問になったのかというのがちょっと理解できないので。

4 番(佐藤光保君) もう一度同じことを申し上げます。小学校5校が統合するという条例です。それで、その結果……

(「休憩」の声あり)

議 長(土門治明君) 暫時休憩いたします。

(午後2時04分)

休 憩

議 長(土門治明君) 会議を再開いたします。

(午後2時07分)

議 長(土門治明君) 4番、佐藤議員の質疑は、第3問終わりましたので、これにて終了いたします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

4番、佐藤光保議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。

(「反対です」の声あり)

議 長(土門治明君) ほかに討論を行う議員はいますか。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) それでは、4番、佐藤光保議員、登壇願います。

4 番(佐藤光保君) 今回の小学校の名称、それから位置を定める条例の制定について、反対の討論を行います。

まず1つは、今回のコロナショックを受けて一般的に密集することは、感染症に対して脆弱であるということが言われました。それから、コロナショックは終息するということが誰も見通せないわけですが、私が見聞きする中で一番長いものでは四、五年を要するという見通しもあります。この新型コロナウイルス感染症は、世界的大流行として現れました。それで、今の世の中でこれの教育に与える影響ということが盛んに出てくるわけですが、その中で目につくのは感染防止の学級少人数化ということであり、これを恒常的なものにしななければならないと、ものにしてほしいと。それから、少人数クラスでゆとりある教室をというSNSでの流れというか、そういう傾向もあります。コロナ後の小学校は、児童が個人として尊重され、予算も十分かけたものであるべきだというふうに考えております。つまるところ拙速な統合は、例えば目指すべきコロナ後の世界というものがあるとすれば、そこから逆に遠ざかることになるのではないかと、私を危惧します。大事なことは、今はコロナショックで非常に騒動の最中、まだ始まったばかりですが、大事なことはもっと落ち着いた環境の下で決めるべきだろうというのが私の意見であります。これを思ったのは、特に今回のコロナショックの中で出てきました教育の関係では、9月始業という話がありました。何でこんなときにそういった根本的なことが出てくるのかというふうに思った次第です。それと、似て非なるものという気もしますが、今回の統合というのも決してこれからコロナショックが今始まったばかりで、何年、そのピークはいつかということも見通せない中で、そういうふうにならぬように、例えば校名にしろ、施行日にしろ決めることは拙速に過ぎるだろうという気がする次第です。

以上が反対の討論であります。どうもありがとうございました。

議長(土門治明君) ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第46号 遊佐町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第47号 遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第47号 遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第48号 遊佐町新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第48号 遊佐町新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第49号 遊佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第49号 遊佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第50号 遊佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第50号 遊佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、補正予算審査結果の報告及び採決に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第39号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)ほか特別会計等補正予算3件について、補正予算審査特別委員会、齋藤武委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、齋藤武委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長(齋藤 武君)

令和2年6月12日

遊佐町議会

議 長 土 門 治 明 殿

補正予算審査特別委員会

委員長 齋 藤 武

審 査 結 果 報 告 書

令和2年6月10日、定例会会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第39号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)

議第40号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第41号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第42号 令和2年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)

2. 審査の結果及び意見

令和2年度遊佐町一般会計補正予算ほか、3件の特別会計等補正予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

以上であります。

議 長(土門治明君) 以上で委員長報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま各会計4件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれの議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議第39号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

それでは、議第39号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)についての件を採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第40号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第40号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第41号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第41号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第42号 令和2年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第42号 令和2年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)について採決いたします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議及び採決を行います。

日程第11、議第51号 新庁舎前道路新設改良工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

4番、佐藤光保議員。

4 番(佐藤光保君) それでは、若干質問をさせていただきます。

まず、私はこの計画というか、この事業について知ったのは、説明会が公民館であるからということで、そういう話があって、それを聞きに行ったときでした。結構もめまして、なかなか活発な説明会になったのですが。それで、あれを聞いておまして、何かこの話はもう私からすると、新庁舎の建設の話とともにもうとっくに決まっていることなのかなと思ったら、そうでもなかったみたいで、今そういうふうにして論争になっているという感じがしました。

それで、まず1つは、最初にお聞きしたいのは、この計画の現在に至る経緯、どのような必要性から都市計画の道路計画ができたのか、その点をお尋ねしたいと思います。

議長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) 答えいたします。

新庁舎、今建設中でございますけれども、それ以前に町のプロジェクト会議等々で新庁舎の計画を策定してございました。それに併せまして新庁舎に至る道路がないということでございましたので、その時点に合わせまして、道路計画等をどこから新庁舎に入っていけばいいのかというような形で、いろいろ議論させていただきましたけれども、ただいま計画されている路線、位置が最も適切ではないかということで新庁舎の計画段階でこの計画が持ち上がったところでございます。

議長(土門治明君) 4番、佐藤光保議員。

4 番(佐藤光保君) 今の説明は、私の聞き間違いがなければ、この計画としては当初からのものであって、いろんなことがあって変更されたものではないというふうに理解をいたします。

それでは、次にお尋ねします。今回、議案として出ております費用というか、契約金額は、まだ道路の計画の一部だという話も、ちょっとそういう話を聞きました。全体的にはこの道路については、まだどれくらいその金額がかかるのか、そういう予定というか、それをお聞きしたいと思います。

議長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) 答えいたします。

昨日議員の皆様には図面をお配りさせていただいたと思います、色塗りになっている部分ですけれども。今回6,193万円ということで契約予定金額になってございますけれども、昨日お配りした図面の青色の部分と赤の部分、今回工事をする予定でございます。ただ、赤の部分につきましては舗装上げてまでの完成断面、青

につきましては現在、新庁舎の工事中ということで、工事車両も通るであろうと、通行するというので舗装を上げますと舗装が傷むということでございますので、青色の部分につきましては下層路盤工のところまで、下層路盤、舗装上げないで下層路盤までの施工までという形で計画をさせていただいております。追って新庁舎の建物の進捗度合いを見ながら、12月になりましょうか、緑の部分と青の部分含めまして、追って舗装工事の発注をさせていただきまして、年度内には完成断面、舗装を上げた形で完了させていきたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

議長(土門治明君) 4番、佐藤光保議員。

4番(佐藤光保君) 今のお話では、緑の部分まで含めてこの金額だという理解でよろしいのでしょうか。確認します。

議長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) 今回は、先ほど申し上げたとおり、青の部分と赤の部分の工事でございます。

議長(土門治明君) これにて4番、佐藤光保議員の質疑を終了いたします。

9番、阿部満吉議員。

9番(阿部満吉君) 新庁舎前道路新設工事ということで、今新庁舎を建てている会社が入札しております。今15億7,300万円の大工事をやっている会社にこのような工事の余力があるのか、その辺お伺いしたいです。いわゆる庁舎の完成の延期などに影響しないのかというのが一つの疑問になるので、その辺のお答えをいただきたいですし、入札は何社で行われて、入札率は幾らだったのか、お願いいたします。

議長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

現在、土門建設さんという形で新庁舎のほう建設実施しております。今回の新庁舎前の道路につきましても、同じ土門建設さんということでございますけれども、当然入札の段階で執行可能ということで業者さんも札を入れて入札をさせていただいたというふうにごちらのほうでは理解してございます。

それから、入札指名業者数でございますけれども、ホームページのほうでもこの4月から結果と詳細にわたって公表してございます。何回目に入札決定したのか、それぞれの会社ごとの金額もホームページのほうでご紹介させていただいております。指名業者につきましては6社、町内業者6社、A業者3社、B業者3社、それぞれ業者全て3社、B業者全て3社ということで、6社を指名といいますか、一般入札ありますけれども、6社参加してございます。

あと、請負率でございますけれども、99.7%で落札決定してございます。

以上でございます。

議長(土門治明君) 9番、阿部満吉議員。

9番(阿部満吉君) 数字的には了解をいたしました。下請など出さず、両工事ともすばらしい出来で完成されることを望むところです。

もう一つ、いわゆる鶴田一南北線と鶴田一舞鶴線の交差点部分が、優先順位が異なるようなお話でした。実際、鶴田一舞鶴線ですか、もっと南のほうのいわゆる優先順位、おそば屋さんのある辺りですけれども、優先順位が変わったところで事故等々もあったようにお聞きしましたので、それだけは言わないつもりでいたの

ですが、第1号……

(「町長が」の声あり)

9 番(阿部満吉君) それで、優先順位を分かるような、いわゆる路面ペインティングとか、そういうものも必要になってくるかと思しますので、ご検討いただきたいですし、いわゆる交差点部分がちょっと移動しておりますので、残地が発生します。残地は、どのようなことになるのかというよりも、あえて申し上げますと、八ツ面川の川沿いを歩ける歩道は変化していないようですので、いわゆるあずまや的なものにすれば、ある程度の町の景観も保てるであろうし、周辺住民が危惧していた交通島の管理とかもなくなるのかなというふうに思しますので、現在の段階での計画について質問をして私の質問を終わります。

議 長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

新たな十字路交差点、発生することになります。さきの町民説明会、この議場でさせてもらいましたけれども、やっぱり町民の皆さんも新しく十字路交差点できることによりまして、交通安全対策、心配なされました。まず、しっかりと充実した交通安全対策をした工事をしてくださいという形でご意見を頂戴してございます。それを受けまして町では止まれ、方向変わりますけれども、止まれにつきましては、カラー舗装した上に止まれ、止まれとダブるで路面標示することにしてございます。止まれ側のほうをカラー舗装、その上に止まれ標示という形でドライバーが見やすいようにということで、色でもって視覚に訴えるというような形で計画をさせていただきました。

あと、十字路になりますけれども、交差点十字路のところに光る道路反射びょうというのですけれども、常に点滅している道路反射びょうってあるのですけれども、道路反射びょうも十字路交差点中心に常に点滅するようなびょうを埋め込みたいというふうに考えてございます。あと、十字路というのは当然、道路照明灯、街路灯でなくて道路照明、道路を照らす道路照明灯の設置、1基になりますけれども、計画してございます。あと、当然交差点の前後には警戒標識、十字路ありますよという黄色い板の標示になりますけれども、警戒標識、2か所に設置する計画をしてございます。

あともう一つ残地、交差点設置になったことによりまして八ツ面川に三角の残地残りますけれども、どのような管理しますかというお尋ねでございました。様々なご意見いただきました。交通島等々も考えましたけれども、後々の維持管理、大変になってきますので、現段階では舗装して、八ツ面川のほうに勾配を取って、自然流下で路面排水取れるような舗装をして、そういう形で完成というのを図ればいいのかというふうに考えてございます。

今ご提案ありましたあずまやですけれども、十字路になりますので、あずまや建てますと、見通し、死角を遮ってしまいますので、現段階ではあずまや等の建設については考えてございません。

以上でございます。

議 長(土門治明君) これにて9番、阿部満吉議員の質疑を終了いたします。

ほかにごいませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

4番、佐藤光保議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。

(「反対です」の声あり)

議 長(土門治明君) ほかに討論を行う議員はいますか。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) それでは、4番、佐藤光保議員、登壇願います。

4 番(佐藤光保君) それでは、ただいまから反対討論を行います。

昨年12月議会において、私は新庁舎建設請負契約の審議の際、我が国の経済はオリンピック特需も過ぎ、終わり、後退局面に入っているということを述べた記憶があります。現実はどうでしょう。このコロナショックでそれどころか東日本大震災、リーマンショック、もっと91年前の世界恐慌も下回るかもしれないという見通しが立てられております。今日、これからの町民の苦難、それから町の財政を考えると、道路、今回は六千何百万円かのあれですが、総額は聞き漏らしてしまいましたけれども、こういう出費を見ると、私は慄然とした感じがいたします。本当これから何年かたったときに、果たしてこの結果でよかったのだろうかということを必ず思うときがあるというふうに思いまして、反対の討論といたします。

議 長(土門治明君) ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第51号 新庁舎前道路新設改良工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第52号 除雪ドーザの取得についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

7番、菅原和幸議員。

7 番(菅原和幸君) それでは、議第52号について質問させていただきます。一応昨年は、ちょうど今頃から12月にかけて、当町で除雪機械の格納庫を造ったというか、着手して完成した状況です。それで、今年の3月の19日、全員協議会あった際に、現場のほうを見させていただきました。その際、地域生活課長のほうからも立会いいただいて、いろいろ説明を受けた次第ですが、その際の説明では規模的には20台、格納が可能だというような資料を頂きました。その際、聞いた中身をメモしたやつを見ますと、現在は18台あって、それで将来的には3台増やして21台にすることは可能であると、そういう説明を3月19日の日に受けたところですが、今回の提案の8トン級の除雪ドーザについては、従来のドーザの更新なのか、それとも3台更新するその1台なのか、質問させていただきます。

議 長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

現在町では、除雪機械18台所有してございます。その内訳でございませけれども、8トン級ドーザが11台、11トン級ドーザが4台、そして40PS、40馬力になりますけれども、歩道ロータリーが2台、80PS、80馬力

の歩道ロータリーが1台、合計18台ということで、現在保有をさせていただいております。今回購入する除雪機械につきましては、これまで業者さんのほうに委託してございますけれども、自前の機械の更新ができないということでお申出あったものですから、8トン級のドーザ、今回1台購入し、増強、1台増やすという形で購入をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長(土門治明君) 7番、菅原和幸議員。

7番(菅原和幸君) もう一問だけ質問させていただきます。一応新しく買ったということですが、更新ではなくて、新規で増やすということのようです。それで、過去のこの案件についてちょっと私が任期中のやつ調べましたら、去年の7月の議会の531回議会で、11トン級の除雪ドーザを購入したことは記憶に新しいのですが、私のうちの前を通過したら壊れてしまったというジクスのもあるのですが。一応これはこれでいいのですが、平成28年6月に8トン級の除雪ドーザを購入しているようです。その際の取得予定価格、今回の提案は1,094万5,000円ですが、その当時の提案のあったのが比較しますと大体160万円くらい今回高く契約になるようです。年月もたっていますので、当然状況も変わってきますが、ちょっとここであれなのですが、最近、今年の冬は昨年末から雪が非常に少なくて、除雪を受けている業者さんの方も非常に休業的な補償とか、いろいろ要望もあったと聞いております。そんな中で、やはり今後の除雪の状況を踏まえれば、午前中もその新庁舎の前の除雪のことが出たわけですが、最近の除雪車ですとGPSですか、連携して効率よく動くようなものがついているという除雪ドーザがちょっと調べましたら県内で11市町村を取り入れをしていると、そういうことがあったようでございますので、ちょっと前回の同機種との購入と価格が少し高いようですので、そういう機能がついているドーザなのか、お聞きして質問を終わります。

議長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) 答えいたします。

前回、購入時からの増額要因、160万円ほどということで今ご質問いただきました。この要因としましては、ただいま議員もおっしゃったとおり、機械単価の上昇、そして装備価格の上昇によるものと考えられます。また、その他、増額要因といたしましては、今回後方確認カメラを新しく付加、設置させていただいたところでございます。この辺の要因となりまして、前回より購入費が増したものというふうにご考えてございます。また、GPSについてもお尋ねございました。今回購入した除雪ドーザの装備についてはGPS設置はなされてございません。GPSによります管理につきましては、GPS機能付きの専用機器を用いての除雪管理システムと思われれますけれども、遊佐町では常時稼働除雪機械の台数が24台ということでそんなに台数多くないということから、現在は問題なく稼働の管理ができておりますので、当該システムを活用しなくても問題ないのかなというふうにご考えてございます。

以上でございます。

議長(土門治明君) これにて7番、菅原和幸議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより議第52号 除雪ドーザの取得についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。
(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
日程第13、議第53号 消防ポンプ自動車の取得についての件を議題といたします。
直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより議第53号 消防ポンプ自動車の取得についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。
(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、発議案件の審議及び採決を行います。
日程第14、発議第4号 常任委員会及び議会運営委員会の調査等についてを議題といたします。
事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局 長(佐藤廉造君) 上程議案を朗読。

議 長(土門治明君) お諮りいたします。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、提案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長(土門治明君) ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、日程第15、発議第5号 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書の提出についてを議題といたします。
事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局 長(佐藤廉造君) 上程議案を朗読。

議 長(土門治明君) お諮りいたします。

本件につきましては、さきの全員協議会で協議したとおりでありますので、この際質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

これより発議第5号 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書の提出についての件を採決いたします。お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第537回遊佐町議会6月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後2時55分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和2年6月12日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 那 須 正 幸

遊佐町議会議員 佐 藤 俊 太 郎